

東広島市立認定こども園御蘭宇幼稚園 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	東広島市（学校教育部学事課）
事業者の所在地	〒739-8601 広島県東広島市西条栄町８番２９号
事業者の連絡先	(082) 420-0934
代表者名	高垣 廣徳

2. 施設の概要

種別	公立幼稚園・認定こども園							
名称	東広島市立御薗宇幼稚園							
所在地	東広島市鏡山三丁目6番27号							
連絡先	電話番号 (082) 422-4640							
施設長名	園長 竹野 理吏							
開設年月日	昭和54年4月1日							
利用定員	クラス年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(1号)	0人	0人	0人	20人	25人	25人	70人
	(2号)				10人	10人	10人	30人
	(3号)	6人	10人	10人				26人
実施事業	◆学校教育法（第26号）の規定による教育・保育 ◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ◆預かり保育事業◆延長保育事業							
当園の基本理念・方針	《教育の目標》 ○心豊かな 明るいこどもの育成 ～笑顔いっぱい 夢いっぱい～ 《めざす子供像》 ◇げんきなこ～自分だいすき！～ ◇やさしいこ～先生や友達だいすき！～ ◇あかるいこ～遊ぶのだいすき！～ 《ビジョン》 ○振り返りを活かした幼児教育の実践 ○意欲的・組織的な教職員集団 ○保護者、地域、関連機関との連携 ○情報の共有（報告・連絡・相談）による服務規律の確保							

	《教育・保育方針》 ○子供の心身の健やかな成長の助長 ・自ら遊び込む子供を求める研究を通した保育の質の向上 ・「東広島スタンダード」の定着 ○子供の健康で安全な生活の保障 ・安全指導の徹底 ・子供の健康維持のための保護者との連携 ○開かれた幼稚園づくり ・幼稚園の取組の発信◇あかるいこ
--	---

3. 建物・設備の概要

(1) 建物

敷地	敷地全体	3595.01 m ²
	屋外遊戯場	1049 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造平屋建て
	建築年月日	昭和54年4月1日

(2) 設備

室名	面積
乳児室	96.65 m ² (ほふく室: 35.84を含む)
保育室	239 m ² (72.56 m ² ×1教室・83.24 m ² ×2教室)
遊戯室	163.04 m ²
職員室(医務室)	76.84 m ²
調理室	46.42 m ²
検収室	10.84 m ²
相談室	9.99
その他	147.27 m ²
合計	790.09 m ²

4. 職員の体制（令和7年4月1日現在）

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	－	
副園長	1	1	－	
教諭	18	16	2	
養護講師	1	1	－	
保育補助員	3	3	－	
看護師	0	－	－	
給食調理員	5	5	－	
内科嘱託医	1	－	－	藤原内科医院 藤原雅親医師
歯科嘱託医	1	－	－	さくらファミリー歯科 乾孝史歯科医
その他（嘱託薬剤師）	1	－	－	オール薬局西条店 吉田千晶薬剤師

5. 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

	1号認定 (幼稚園)	2・3号認定 (保育短時間)	2・3号認定 (保育標準時間)
教育・保育 時間	9:00～14:00 登園 8:30～9:00 降園 14:00～14:30	8:30～16:30 (土曜日 7:30～12:30)	7:30～18:30 (土曜日 7:30～12:30)
預かり保育	朝 (7:30～8:30) 夕 (14:30～18:30) 土曜日、長期休暇中の 預かり保育も実施	－	－
延長保育	－	朝 (7:30～8:30) 夕 (16:30～18:30)	－
午睡	なし	あり (4歳児 4～8月・5歳児 6～8月の予定)	
休日	土、日、祝日 学年始休園、夏季休園、 秋季休園、冬季休園、 学年末休園	日、祝日 年末年始 (12/29～1/3)	

※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に休園することがあります。

6. 利用料金および支払い方法

項目	金額		支払い方法
利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） ※幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラス（年少）以上は利用者負担なし。		市内に本店・支店のある銀行での口座振替 ※「保育所（園）保育料口座振替依頼書」を記入いただき、金融機関の窓口に提出頂きます。
	1号認定（幼稚園）	2・3号認定（保育）	
給食副食費	日額150円（4月、8月を除く毎月定額を徴収し、3月分で清算）	月額4、500円 ※3歳児クラス（年少）以上のみ。	
日本スポーツ振興保険	1号認定（幼稚園）	2・3号認定（保育）	集金袋にお金を入れ、担任に直接お渡しください。
	年額200円	年額240円	

項目	時間帯		金額	支払い方法
1号認定（幼稚園型利用）の預かり保育	月～金	7：30～8：30	100円	預かり保育の料金は翌月の初めに現金で徴収します。幼稚園の職員に直接お渡しください。
		14：30～18：30	400円	
	土	7：30～8：30	100円	
		8：30～12：30	800円	
	長期休暇中（月～金）	7：30～8：30	100円	
		8：30～14：30	1,000円	
		14：30～18：30	400円	

※ご利用を希望される3日前までに【預かり保育申込書】を提出してください。

※1号認定の預かり保育は就労等の保育要件がある場合は11、300円／月まで無償化の対象となります。（事前の申請が必要です。）

項目	時間帯		金額：1人分		支払い方法
2・3号認定（短時間保育利用）の延長保育	月～金		0・1・2歳児	3・4・5歳児	延長料金は翌月の初めに現金で徴収します。幼稚園の職員に直接お渡しください。
		7：30～8：30	150円	100円	
		16：30～18：30	150円	100円	

※午前と午後を同日利用された場合は、それぞれに延長保育料が発生します。

項目	金額	支払い方法
保護者会費	P T A会費：毎月500円 年4回徴収（500円×3カ月分）	集金袋にお金を入れ、担任に直接お渡しください。
その他 （ルクミーフォトによる写真販売）	保護者の希望による	保護者が業者へ直接支払いをしてください。 ・コンビニ払い等

◎これらの他、制服等、入園前にご準備いただく物品があります。詳細は「入園のしおり」をご確認ください。

7. 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

自ら選んで遊ぶ活動（おひさまタイム）とクラスでまとまって遊ぶ活動（わくわくタイム）のつながりを重視【体験活動の充実、遊びから学びへとつなげる】・みそのうトライアングル実施（幼保こ小連携組織）

（１） 一日の流れ：３・４・５歳児

1号認定 幼稚園の園児		2号認定：保育短時間 8Hの園児		2号認定：保育標準時間 11Hの園児	
7：30 ～ 8：30	8：30 まで 有料（100 円）	7：30 ～ 8：30	※午前延長① 有料（100 円）	7：30 ～ 9：00	順次登園 荷物の整理 おひさまタイム （自ら選んで遊ぶ活動）
8：30 ～ 9：00	順次登園・荷物の整理 おひさまタイム（自ら選んで遊ぶ活動） 片付け				
9：00 ～ 11：30 ～ 12：30 ～	はじめの会（健康観察） わくわくタイム（クラスでまとまって遊ぶ活動） 例：製作遊び・表現遊び・運動遊び・集団遊び・季節の行事等 おひさまタイム（自ら選んで遊ぶ活動） 給食準備・給食・歯みがき おわりの会				
13：00 ～ 14：00 ～ 14：30 14：30 ～ 18：30	異年齢活動を行います。				
	おひさまタイム （自ら選んで遊ぶ活動）	13：00	午睡（お昼寝）： 3歳児クラス：4月から年間を通じて 4歳児クラス：4月から8月までの予定 5歳児クラス：6月から8月までの予定 ＊お昼寝開始時期に合わせて、活動時間と内容が変わります。		
	順次降園				
	※預かり保育 （有料400円） おやつ おひさまタイム （自ら選んで遊ぶ活動）		15：00	おやつ おひさまタイム（自ら選んで遊ぶ活動） おわりの会	
	16：00 ～ 16：30	順次降園	16：00 ～	順次降園 ※おひさまタイム （自ら選んで遊ぶ活動）	
		16：30 ～ 18：30			

(2) 一日の流れ：0・1・2歳児

	3号認定：保育短時間 8Hの園児		3号認定：保育標準時間 11Hの園児
7:30 ～ 8:30	※午前延長① 有料（150円）	7:30 ～ 8:30	順次登園・荷物の整理 おひさまタイム （自ら選んで遊ぶ活動）
8:30 ～	順次登園・荷物の整理 おひさまタイム （自ら選んで遊ぶ活動）		
9:00 ～	おやつ はじめの会 午前睡（0歳児） わくわくタイム（クラスでまとまって遊ぶ活動） おひさまタイム（自ら選んで遊ぶ活動）		
11:00 ～	給食		
12:30 ～	午睡（お昼寝）		
15:00 ～	おやつ おひさまタイム （自ら選んで遊ぶ活動） おわりの会		
16:00 ～	健康状態の連携 順次降園 ※おひさまタイム（自ら選んで遊ぶ活動） をしながら過ごします。	16:00 ～ <	

(3) 年間行事計画

月	行事内容
4月	始業式・入園式・PTA総会・定期健康診断
5月	交通安全教室・英語で遊ぼう・コーディネーショントレーニング・定期健康診断・個人懇談
6月	運動会・お茶会・みそのうトライアングル交流会・コーディネーショントレーニング
7月	七夕会・英語で遊ぼう・コーディネーショントレーニング・保育参観日
8月	平和の集い・クッキング
9月	
10月	前期終業式・後期始業式・遠足・英語で遊ぼう・コーディネーショントレーニング・定期健康診断
11月	歯科指導・お茶会
12月	発表会・お楽しみ会・もちつき会・英語で遊ぼう・個人懇談
1月	お茶会・みそのうトライアングル交流会・コーディネーショントレーニング・保育参観日
2月	節分(豆まき会)・地域ありがとうの会(バチ引継ぎ会)・英語で遊ぼう・コーディネーショントレーニング
3月	ひな祭り・お別れ散歩・卒園式・修了式

【毎月実施】身体測定・安全指導・避難訓練・誕生会・食育指導

8. 給食について

	提供内容				備考
	午前おやつ	昼食		午後おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	食事用エプロンを1日3枚ご用意ください。
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	-	-	○	2号認定 ○	白ご飯をご持参ください。
4歳児	-	-	○	2号認定 ○	
5歳児	-	-	○	2号認定 ○	

【アレルギーおよび宗教等の対応について】

- 宗教やアレルギーで食べられない物がある方はご相談ください。
- アレルギーの原因食品を除去する必要がある場合は、【東広島市保育施設アレルギー対応実施意向調査票】を提出してください。(提出後、【生活管理指導表】にて対応させていただきます。)
- 宗教等により除去が必要な場合は弁当持参もできますので、ご相談ください。

9. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	(1) 児童が小学校入学の始期に達したとき (2) 教育・保育給付認定保護者が法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる要件に該当しなくなったとき。 (3) 保護者から退所の申出があったとき (4) (3) に掲げるもののほか保育所の利用の継続に当たり重大な支障又は困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	(1) 登園は 9 時までをお願いします。 (2) 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合はルクミーでご連絡ください。 (3) 最終保育時間は 18 時 30 分までです。保育時間内でのお迎えをお願いします。事故等やむをえず、お迎えが遅れる場合にはご連絡ください。 (4) 保育所（園）等は、就労等によりご家庭で子どもを保育できないときに、子どもをお預かりする施設です。認定された保育必要量に応じた利用時間であっても、家庭と一緒に過ごせる時は、早めのお迎え等にご協力ください。 特に土曜日は職員体制が平日と異なります。お仕事がお休みの時などは、なるべく保育所（園）の利用を控えていただくようお願いいたします。 (5) 熱が平熱より高い、または通常と比べて明らかに不調である場合は登園を控えてください。また、登園後に体調の変化が見られる場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 (6) 感染症にかかった場合は、必ず病院を受診し、医師の診断により登園してください。登園する際は、治癒を証明する書類が必要な場合があります。 (7) 緊急時や医師がやむを得ないと判断した場合には保護者から依頼を受け、幼稚園が保護者に代わって投薬を行います。【薬の依頼書】に必要事項を記載し、職員に手渡ししてください。また、【薬の依頼書】は同じ薬であっても、1 週間ごとにご提出いただきます。

10. 緊急時における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、医療機関の受診等しかるべき対応を行いますのでご了承ください。	
	管轄	所在地及び連絡先
救急・消防	東広島消防署	東広島市西条町助実 1173 番地 1 082-422-6567（119）
警察	広大前交番	東広島市鏡山北 351 番地 5 082-421-5353（110）
嘱託医	藤原内科医院 （医師：藤原雅親）	東広島市西条町御菌宇 2421 番地 4 082-422-6262
嘱託歯科医	さくらファミリー歯科 （歯科医師：乾孝史）	東広島市西条西本町 28-30 082-490-5522

1 1. 非常災害対策

消防計画届出年月 日	東広島消防署 平成 27 年 4 月 10 日 届出済
防火管理者	教頭 岸本 智子
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月 1 回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年 1 回実施
災害発生時の対応 等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護 します。
避難場所	御菌宇幼稚園 園庭
水害時緊急避難場 所	東広島市立御菌宇小学校

1 2. 虐待防止等の措置について

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。（児童虐待の防止等に関する法律第 6 条）

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

1 3. 相談・要望・苦情窓口

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園 長 竹野 理吏 苦情受付担当者 副園長 岸本 智子
----------	--